

第 6 章

事務手続き及び検査

第6章 事務手続き及び検査

1 給水装置工事承認申請の手続（条例第5条関係）

給水装置の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。その際は、豊田市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第2条様式第1号「給水装置工事承認申請書」（以下「承認申請書」という。）及び同規程第4条様式第5号「承諾書」に必要事項を記入し、該当する項目を○で囲み、必要書類を添付し、管理者に申請するものとする。

1) 給水装置工事申請の受付

給水装置工事申請（以下「給水申請」という。）の受付は、料金課で行うものとする。

2) 申請書の作成

指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）及び給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、設計審査に必要な書類を作成して、給水装置工事申請者（以下「申請者」という。）が作成した承認申請書に添付するものとする。

1-1 関係書類とその記載要領

1) 給水装置工事承認申請書（施行規程様式第1号）

必要事項を記入し、該当するものを○で囲み、申請者が確認し、申請日を記入の上給水申請を行う。

なおこの際は、太枠の中のみ記入するものとする。

① 申請者

申請者は、住所（原則として住民登録されている住所とし、アパート等の場合は名称号数まで記入する。）、氏名、郵便番号及び電話番号を明記する。なお氏名には必ず振り仮名を付ける。

申請者が法人の場合は、法人名とその代表者名を記入する。なお法人名、代表者名には必ず振り仮名を付ける。

② 指定工事店

指定事業者名、指定番号、主任技術者名、免状番号の記入をする。

③ 代表地番

代表地番を一筆のみ、町名、丁字名及び地番まで記入する。

④ その他の地番

「③代表地番」で記載されなかった使用地番を記入する。

⑤ ブロック、ロット、号数等

あれば、屋号、建物の名称、ブロック、ロット等を明記する。また共同住宅等の場合

は、号数等も明記する。

⑥ 敷地面積

小数点以下二桁まで記入する。

⑦ 道路区分

該当する項目を○で囲む。(公道からの取出又は公道内の撤去がある場合)

国 道・・・国道の場合(括弧内には国道の名称を記入すること)

県 道・・・県道の場合(括弧内には県道の名称を記入すること)

市 道・・・市道認定(市道網図に番号があるもの)されている場合(括弧内には市道の名称を記入すること)

その他・・・上記以外の道路の場合。法定外道路のときは括弧内に「法定外」と、土地改良区内のときは「改良区」と記入すること。

⑧ 主要用途

次の項目で該当するものを記入する。

家 庭 用・・・専用住宅、マンション、共同住宅、寮、店舗併用住宅等

共 有 栓・・・マンション、共同住宅、寮等の共有栓、散水栓等

浴 場 用・・・公衆浴場、健康ランド等(例：おいでんの湯等)

官公署用・・・学校、病院、工場を除く国、県、地方公共団体等の機関

- ・国、地方公共団体等の機関(例：市役所、コミュニティーセンター老人ホーム、県土木事務所、税務署、郵便局)

- ・公衆便所、噴水、公園の水飲み場(例：駅東有料便所、白浜公園、千石公園)

- ・自治区公民館、自治区集会所(例：上原公民館、保見公団集会所)

- ・道路公団・公社のインターチェンジ、料金所等

学 校 用・・・学校、幼稚園、各種専門学校等

- ・公私立の保育園、幼稚園(例：みずほ保育園、まふみ幼稚園、こじま幼稚園)

- ・身体障害者等の受産施設(例：ひまわり学園、梅ヶ丘学園、光の家無門学園)

病 院 用・・・病院等

- ・産院、診療所等(例：竹内病院、医療センター、加茂クリニック)

- ・老人ケア施設等の福祉施設(例：豊田福寿園、豊田老人保険施設)

プ ール 用・・・市営プール、学校のプール専用、スイミングスクール等

営 業 用・・・一般営業用で住居を別にするもの(事務所用を含む)

- ・トヨタ自動車(株)の本館事務所、食堂等メーターが別場合は工場用ではなく営業用とする。

- ・N T T、名古屋鉄道・愛知環状鉄道の駅等

- ・宿泊施設等(勘八老人福祉施設)

- ・運送会社のトラックターミナル、タクシー会社、自動車修理・整備工場等

- ・高速道路のサービスエリア（例：上郷サービスエリア）
- ・宗教法人の修道場、布教場等は事務所とみなす（例：大教総本山、身玉山大乗院）
- ・臨時用（例：仮設現場事務所、飯場）

工場用・・・工場等

- ・渡刈清掃工場は、プラントであり官公署用ではなく工場とする。
- ・給食センターは、直営・協会ともプラントであり工場用とする。
- ・身体障害者等の福祉工場（例：けやきワークス、さくらワークス、こじまキャンパス）
- ・下水道処理場

その他・・・船舶給水、他水道事業者への分水、水道事業用等

※「その他」については、よほどの場合しか該当しないため安易に○で囲まないこと。

⑨ 排水区分

該当する項目を○で囲む。

⑩ 着手予定

着手予定日を記入する。

⑪ 完了予定

完了予定日を記入する。

⑫ 配水管

配水管の口径を記入する。

⑬ 給水管

配水管から分岐する給水管口径を記入する。

⑭ メーター口径

申請するメーター口径を記入する。

⑮ メーター番号

メーター番号を記入する。

⑯ 水道番号

水道番号を記入する。

⑰ 排水設備

排水設備の状況を記入する。取付管の有無（有るときは口径の記入）、公共ますの有無を記入のこと。

⑱ 工事内容

該当するものにレ点をつけ、配水管及び給水管の口径を記載する。

⑲ 中間検査

中間検査（給水申請がしゅん工する前に工事用として給水を希望する場合）が必要なときは「有」を、不要の時は「無」を○で囲む。

中間検査の適否は管理者が判断する。

中間検査を認められる給水申請の範囲は、新設又は乙止めのみとし、蛇口等を1箇

所しか設置しない申請に対しては認めないものとする。

申請者、指定事業者及び主任技術者は、給水申請がしゅん工する前に給水を受けるという観点から、中間検査はやむを得ない理由の場合のみとし、その他は各々にて水の確保に努めることとする。

⑳ 舗装先行

舗装先行とは、区画整理、開発行為等において道路工事の完成前に、あらかじめ各区画に給水管を取出しておく工事をいう。(当該申請によりメーターの取付けを必要とせず取出及びメーターボックスの設置のみを行うもの)

該当する項目を○で囲む。

㉑ 材料支給(従来式(昭和62年4月1日以前の給水装置)から甲乙一体式給水装置に施工し直す際に申請者に対し、水道局がその材料の一部を補助する制度)

該当する項目を○で囲む。

材料支給は従来式給水装置から甲乙一体式給水装置に施工し直す際に1度のみ該当するものとし、過去にメーターを取り付けた履歴のないものに対しては該当しないものとする。

㉒ 分担金工事(配水管敷設工事の略称)

該当する項目を○で囲む。

㉓ 附属水栓(共同住宅の場合に記入する)

次の項目で該当するものを記入する

- ・散水栓
- ・共用栓
- ・集会室
- ・共同メーター
- ・店舗
- ・事務所
- ・寮
- ・防火用
- ・親メーター
- ・その他

3階以上のマンションを建てるとき、直読契約・隔測契約の親メーターなのか共同メーターなのかを区別すること。

㉔ 第一乙

該当する項目を○で囲む。

無・・・・・・・・官民境界近く(1.0~1.5m)に甲乙一体式の止水栓を設置し、それにメーター器を直結するもの。

有・・・・・・・・官民境界近く(1.0~1.5m)に第一乙止水栓を設置し、それ以降に甲乙一体式の乙止水栓を設置し、それにメーター器を直結するもの。

②⑤ 止水区分（乙止水栓の設置方法により区分する）

該当する項目を○で囲む。

- ・従 来 式・・・メーター口径 13～25 mmで乙止水栓、メーターボックス、甲止水栓が分かれている形式の場合（旧式のコンクリート製メーターボックスでよほどの場合しか該当しないため安易に○で囲まないこと。）
- ・甲乙一体式・・・甲乙一体式の止水栓を設置し、それにメーター器を直結するもの。
- ・ス ル ー ス・・・青銅製ソフトシール仕切弁でメーター口径 30～50 mmの止水栓。
- ・青 銅 製・・・青銅製仕切弁でメーター口径 30～50 mmの止水栓。（旧式の青銅仕切弁でよほどの場合しか該当しないため安易に○で囲まないこと。）
- ・制 水 弁・・・水道用ソフトシール仕切弁でメーター口径 75～150 mmの止水栓

②⑥ 逆止弁

給水装置基準では次の項目に該当する場合は、逆止弁の設置が義務付けられている。

- ・ 3階建て建物への直圧給水
- ・直結増圧給水装置
- ・水道水を汚染する恐れのある有害物質等を扱う場所（化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、めっき工場、理容店、美容院、病院、薬局等）

該当する項目を○で囲む。

②⑦ メーターBOX

新設の場合は、設置するメーターボックスの種類。改造等でメーターボックスを新たに設置しない場合は、既設のメーターボックスについて該当項目を○で囲む。

- ・コンクリート・・・従来型
- ・プラスチック・・・現在φ13～40 mmのメーター使用される
- ・鋼 板・・・φ50 mm以上のメーターに使用する
- ・P S ル ーム・・・一般的には3階建て以上に適用される

②⑧ 集合住宅台帳（同一敷地内等に水道局のメーターを2個以上設置する場合に作製する台帳）

該当する項目を○で囲む。

集合住宅台帳が必要な給水申請については、管理者が指定事業者及び主任技術者に対し『集合住宅台帳作製』の指示を行う。

②⑨ 給水区分

該当する項目を○で囲む。

- ・直 圧・・・1～3階建て建物で通常の場合
- ・受 水 槽・・・一旦受水槽に貯めてから加圧ポンプにより給水する
- ・直 結 増 圧・・・水道水を直接加圧ポンプにより給水する

⑩ 契約区分

該当する項目を○で囲む。

- ・なし・・・ 一般住宅。集合住宅であって親メーター検針をするもの。
- ・直読契約・・・ 豊田市上下水道局料金課と契約を結ぶもので、3階建て以上の集合住宅で上下水道局のメーターを設置し各戸検針をするもの。
- ・隔測契約・・・ 豊田市上下水道局料金課と契約を結ぶもので、3階建て以上の集合住宅で集中検針盤を持って私有メーターを設置し、上下水道局で各戸検針するもの。

⑪ 受水槽容量

受水槽を設置する申請は、小数点2位までの容量を記載する。

⑫ 備考

指定事業者及び主任技術者が管理者に対し、当該給水申請についての特筆事項や前記までの項目では説明が不十分な場合、給水申請内容の詳細説明等、必要に応じて記入をする。

やむを得ない理由で「新規給水負担金・立会検査手数料納入通知書（兼）領収証書」（以下「納入通知書」という。）を指定事業者宛に送付を希望する場合等もこの欄に記入する。この記入があれば施行承認の際に発行される納入通知書は、「給水装置承認通知書（施行規程様式第3号）」（以下「承認通知書」という。）に付けて指定事業者に渡すものとする。

2) 承諾書（施行規程様式第5号）

ア 私有管使用承諾書（本人以外の私有管から分岐して給水を受ける場合）

該当する場合は、必要事項を記入する。

本人以外の私有管から分岐して給水を受ける方法は、特別な理由がない限り避けなければならないが、やむを得ず行う場合は、後に利害関係の紛争が起こらぬように、私有本管所有者の署名の上承諾を得る。但し私有本管に水量的に余裕がある場合のみ認めるものとする。なお、承諾書には日付を記入すること。

適否は、管理者が判断する。

イ 土地使用承諾書（本人以外の土地を使用して給水を受ける場合）

給水管を本人以外の土地に布設する場合は、その所有者の署名の上承諾を得る。また、その土地が共有地になっている場合は、共有者全員の署名が必要となる。土地の所有者が近親者であっても全員の署名が必要となる。なお、承諾書には日付を記入すること。

3) 給水装置所有者及び管理区分の確認書（施行規程様式第6号）

給水装置の所有者及び給水装置の管理区分を明確にするため、給水装置工事申請者が署名し申請すること。なお、必ず日付を記入すること。

1-2 添付書類

1) 給水装置工事承認通知書（施行規程様式第3号）

- ア 申請者住所、氏名、設置場所等必要事項を「承認申請書」に準じ記載し、承認申請書に添付をすること。
- イ 指定事業者は、住所及び名称を記載すること。
- ウ 主任技術者は、氏名を記載すること。
- エ 承認通知書は当該給水申請の施工内容を示すものであり、申請の受付からしゅん工に至るまで使用するため、正確、丁寧に作成し、取扱には紛失、棄損、汚れのないよう十分注意すること。

2) 自家用給水設備使用承認申請書（施行規程様式第7号）

井戸水を供給する設備をそのまま利用して、給水装置として使用したいときに添付する書類である。

申請者は、給水装置に切替わった後も屋内給水装置の善良な維持管理を上下水道局に約束するため、署名の上給水申請を行う。

なお、この給水申請については管理者と事前に協議を行い、給水申請前に自家用給水設備使用承認申請書を管理者に提出し、管理者の検査を受け、合格した設備のみ給水申請を行うことができる。なお、この場合クロスコネクションがないよう厳に注意すること。

3) 新規給水負担金等減免申請書（施行規程様式第14号）

給水装置を保有している者が、その撤去を条件に新規給水負担金（以下「負担金」という。）の減額又は免除を希望する場合に署名の上添付する書類である。なお、この申請は、当該給水申請の新設等と撤去が同時の場合に限るものとする。既存装置が複数ある場合も全ての装置について同時期の移転を条件とする。適否は、管理者が判断する。

4) 開発行為許可書、道路位置指定築造通知書等の写し等

開発行為等で舗装先行工事により取出のみの工事を行う場合に添付する。

5) その他管理者が指示する書類

ア 給水装置所有者変更届（施行基準様式第1号）

- ・ 既存給水装置の所有権（所有者）を変更する書類であり、水道料金の支払者（使用者）の変更を届け出るものではない。
- ・ 既存給水装置の改造又は撤去工事等を行う場合において、申請者と既存給水装置の所有者が異なる時に添付する必要がある。
- ・ 申請者は給水装置所有者変更届（以下「所有者変更届」という。）の備考欄を確認の上、新旧の所有者が署名して添付する。
- ・ 旧所有者の同意のない場合は、土地、家屋の登記簿、または売買契約書若しくは遺産分割協議書等、土地家屋の所有権が新所有者に移行されていることが分かる書類を添付すること。

イ 受水槽設置台帳（施行基準様式第2号）

受水槽を設置する場合に添付する。台帳の各項目に従い該当事項を記入する。台帳の後ろには袋を付け、その中に関係する書類（貯水槽水道施設調査票等）、受水槽の承認図、受水槽以降の系統図等を入れて申請する。

ウ 受水槽容量計算書（施行基準様式第3号）

受水槽を設置する場合にのみ添付する。当該受水槽を選定した根拠として受水槽の容量計算を行い申請と同時に提出する。

エ 減径承諾書（施行基準様式第4号）

- ・ メーター口径を減径する給水申請の場合は添付する。
- ・ 減径後に、後日増径をする場合には、負担金の差額が発生するため、指定事業者及び主任技術者は申請者に対し十分な説明を行うこと。申請者は、前記の内容を理解、承諾した上で署名して添付する。

オ 水圧・水量不足誓約書（施行基準様式第5号）

やむを得ない理由で、上下水道局が定めるメーター口径別で設定した、標準蛇口個数を越えて蛇口を設置しようとする場合や、給水管延長が長く、水圧不足、水量不足をおこす可能性があると思われる時は、水圧不足、水量不足の可能性のあることを申請者に説明した上で、申請者の署名のうえ覚書として添付すること。

これは、基準の蛇口数を越えて設置すれば同時使用率が高くなり水圧、水量不足の可能性のあることを理解していただくためである。

カ 配水管布施工事申込書（水道工事分担金規程様式第1号）

給水申請を行なう宅地の前面道路に配水管がなく、新たに配水管の布設が必要となる場合、この申請書及び記載の書類を添付し、申請する。

キ 舗装先行誓約書（施行基準様式第6号）

開発行為等以外で、現行舗装のない道路に既存配水管が布設されている場合、または配水管の布設に合わせ、舗装の計画が生じ、建築確認申請手続きはされていないが、当該給水申請から3年以内に建物を建築する予定があり、舗装される前に取出のみを行っておきたい場合に添付して給水申請を行う。

指定事業者及び主任技術者は申請者に対し、当該給水申請ではメーターの取付ができないことや、メーター取付時には給水申請が再度必要であること等の説明を必ず行うこと。

ク 臨時給水誓約書（施行基準様式第7号）

仮設事務所、飯場等、一時的（一定期間）に給水を受ける場合に添付する。この場合は、撤去を条件とし、所有者変更届による所有権の変更は認めない。また、不要になった後でも権利移転は認めない。

ケ 公道工事着手（希望）届（施行基準様式第8号）

必要事項を記入し提出する。位置図には市道網図を貼付し取付箇所に赤で×を付ける。

コ 公図、登記簿、謄本又は要約書等

- サ その他管理者が特に指示する書類
申請内容によりその都度添付の指示を行うもの。

1-3 審 査

承認申請書の内容を審査し新規給水負担金及び立会検査手数料を算定する。

1-4 施工承認

管理者が施工承認を与える。承認され次第、承認通知書を当該指定事業者に戻却し、申請者宛に「納入通知書」を送付する。なおこの際、直接申請者に納入通知書を送付する範囲は、申請者住所が市内にある場合とし、それ以外は指定事業者へ承認通知書と一緒に渡すものとする。

なお、申請者住所が市内にある場合においても指定事業者が責任をもって申請者に渡す場合はこの限りではない。

1-5 公道工事着手（希望）届

指定給水装置工事事業者及び主任技術者は、下記の内容を確認して料金課に「公道工事着手（希望）届」（施工基準様式第8号）を着手希望届として提出する。

この際は、前納及び道路占有・道路使用の許可を条件とする。この時点で、「納入通知書」の納入後の写しを添付しない限り着手希望届の受理は行えない。

料金課は、指定事業者から受理した着手希望届を立会検査員に渡し日程の調整をするものとする。

- ① 道路占有・使用許可の取得が済んでいることの確認及び新規給水負担金・立会検査手数料の入金の確認。
- ② 必要記入事項に記入漏れがないか確認をする。（立会日時欄は未記入でよい。）
- ③ 住宅地図（A4）、配管図（A4、1/2000）、平面図（宅内配管図）、承認通知書の写し、埋設物チェックリストが添付されているか確認。
- ④ 施工希望日初日が3日後以上（土日祝祭日等は除く）に設定されているか確認。
- ⑤ 施工希望日の期間が5日～10日とられているか確認。

1-6 給水装置工事中間検査申請及び給水装置工事しゅん工検査の申請

指定事業者及び主任技術者は、給水装置工事中間検査（以下「中間検査」という。）及び給水装置工事しゅん工検査（以下「しゅん工検査」という。）を申請する場合は、給水装置工事中間検査申請書（豊田市上下水道局指定給水工事事業者規程（以下「事業者規程」という。）様式第5号、以下「中間検査申請書」という。）及び給水装置工事しゅん工検査申請書（事業者規程様式第4号、以下「しゅん工検査申請書」という。）を、料金課に提出する。この際の添付書類は、以下のとおり。

なお、新規に指定を受けた事業者は、指定からはじめの10件分のしゅん工検査に主任技術者の立会が必要とする。

1) 中間検査

① 中間検査申請書

必要事項を記入し、指定事業者は、住所氏名の記入、主任技術者は、氏名を記入して申請を行う。

位置図として、住宅地図の該当する区画に赤で色塗をして貼付し、配管の詳細図を明記（給水管延長等）する。当該建物の配置も記入することが望ましい。

また、住宅地図の写しを一部添付すること。

② 新規メーター取付依頼書（施行基準様式第10号）

必要事項を記入し提出する。

水道料金の請求先となるため、正確、丁寧に記入すること。

なお、間隔棒の残置を希望する場合は、備考欄にその旨記入すること。

2) しゅん工検査

① しゅん工検査申請書

必要事項を記入し、指定事業者は、住所氏名の記入、主任技術者は、氏名を記入して申請を行う。

② 承認通知書

施工承認の際返却してある、承認通知書の写しを添付して申請する。

③ 新規メーター取付依頼書（施行基準様式第10号）

しゅん工時にメーター取付がある場合は、必要事項を記入し提出すること。また、水道料金の請求先となるため、正確、丁寧に記入すること。

特別な理由がある時は業者取付となるが、この場合、メーターの取付はしゅん工検査の翌日に行う。

④ 給水装置管理台帳（施行基準様式第11号）

しゅん工図面のため正確に記入し、承認通知書から申請者の住所、氏名等を転記する際は、転記ミスのないよう十分に注意をすること。

設計変更の手続きを経ず、やむを得ない理由により、承認通知書の段階での設計内容と変更になった部分については、現地どおりに訂正を行うこと。

⑤ 集合住宅台帳（施行基準様式第12号）

管理者が指定事業者及び主任技術者に対し承認通知書の指示事項欄に『集合住宅台帳作製』の指示を行った給水申請については本帳及び写しを1部添付すること。

集合住宅台帳作製の際は、当該メーターボックスの蓋裏に、方書（101号や、1階部分等）と水道番号が分かるように明記すること。

1-7 中間検査及びしゅん工検査

中間検査及びしゅん工検査は、給水装置工事検査基準（以下「検査基準」という。）に基づき管理者が行う。

1-8 手直し指示

当該中間検査及びしゅん工検査を検査基準に基づき行った結果、手直しの必要がある申請に対しては、給水装置工事手直し指示書（事業者規程様式第6号）により手直しをさせるものとする。

1-9 再検査の申請

前項の場合において、指定事業者及び主任技術者は、14日以内で手直しを完了し、給水装置工事 しゅん工検査・中間検査 再検査申請書（事業者規程様式第7号）に必要事項、手直しを行った事項等を記入し、指定事業者は、住所氏名の記入、主任技術者は、氏名を記入して申請し、改めて管理者の検査を受けなければならない。

1-10 再検査

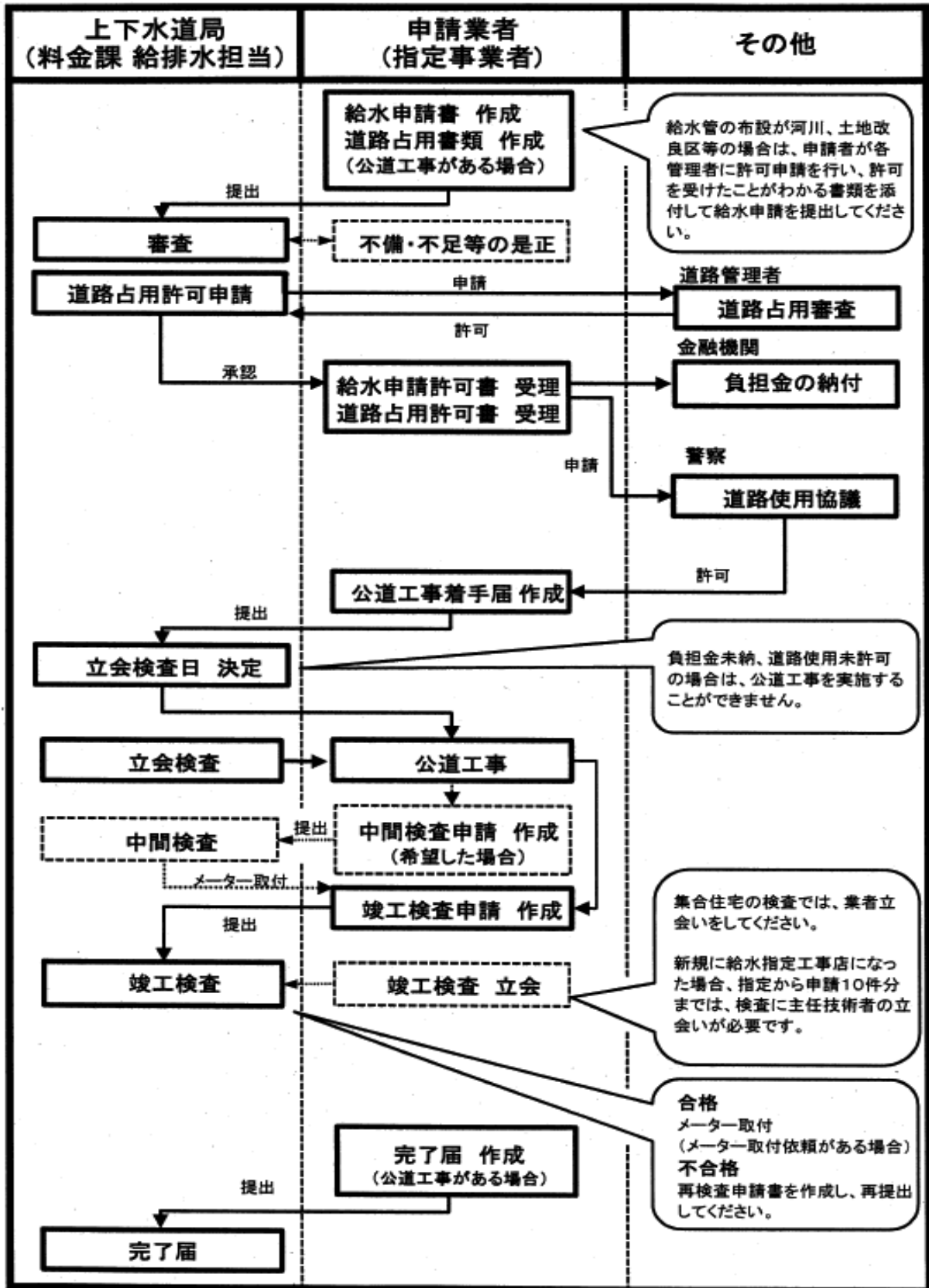
再検査は、検査基準に基づき管理者が行う。

1-11 給水装置工事（公道）完了届（施行基準様式第9号）

公道工事を行った業者は、公道工事取出完了後、公道工事完了届を料金課に提出することとする。完了届の注意点は下記のとおり。

- ・ 必要項目の記入漏れがないか確認をする。
- ・ 公道取付平面図、断面図、配管詳細図が必ず記入されていること。
- ・ 材料、工種名、数量を記入すること。
- ・ 工事写真を添付すること。

1-12 給水装置工事のながれ



※ 道路占用許可は、市道から給水取出の場合、料金課が給水装置工事承認申請書・道路占用申請書を受付けてから占用許可のおりるまでに2週間以上かかります。国道・県道からの給水取出の場合、2ヶ月以上かかりますので、できるだけ早く申込みをしてください。

2 特別な手続きを必要とする申請

1) 取出口径が40mm以上の給水装置工事

- ① 取出口径が40mm以上の給水装置工事を給水申請する場合は、事前に上下水道局と協議し、付近配水管の配管状況、水圧、近隣の既存給水量等の給水条件が妥当かどうかの協議を必要とする。
- ② 大口給水（メーター口径50mm以上）については一度に多量の水を使用するため、配水管に大きな負担をかけ、ウォーターハンマー、水圧低下の原因など付近住民の生活に悪影響を与える可能性があるため、定流量弁設置に関する取扱基準に基づき直圧方式、受水槽方式を問わず、原則として定流量弁を設置しなければならない。

2) 占用許可の取得が事前に必要な申請

給水管の公道への布設及び河川、用水等への添架を伴う工事については、各々の管理者に対し占用許可の取得を必要とし、許可を受けたものについては、許可条件の範囲内で工事を施工する。道路占用、道路使用の提出書類は申請者、指定事業者が作成し、上下水道局が手続きを行う。なお申請者、指定事業者及び主任技術者は、この際に占用許可取得までの期間として、市道でおおむね2週間程度、国県道においては2か月程度かかることを心得なければならない。

河川、用水等に布設する場合は、申請者が占用許可の手続きを行い、許可を受けた後にそれが分かるものを添付して、申請を行わなければならない。

3) 給水分担金工事を伴う申請

豊田市水道工事分担金条例に基づく給水分担金工事を伴う申請の場合は、事前に上下水道局と協議を行い、配水管布設工事申込書（水道工事分担金規程様式第1号）に必要事項を記入の上署名し、必要書類等（公函等）を添付して申請を行う。

給水分担金工事を伴うことができる申請の範囲は、下記のりとする。

- ① 配水管を布設する位置が、公道であること。（官民の境界が現地で確認できること。）
- ② 当該申請の給水管取出口径が、30mm以下であること。
- ③ 水道整備課が申込書を受理した日から、給水開始までに概ね6か月程度待てること。
- ④ 加算分担金が発生する場合はその費用を申請者が納入すること。
- ⑤ その他特別な事例については、管理者の指示に従うこと。

4) 承認分担金工事及び受託分担金工事を伴う申請

承認分担金工事および受託分担金工事を伴う給水申請については、事前に水道整備課又は料金課と協議を行わなければならない。

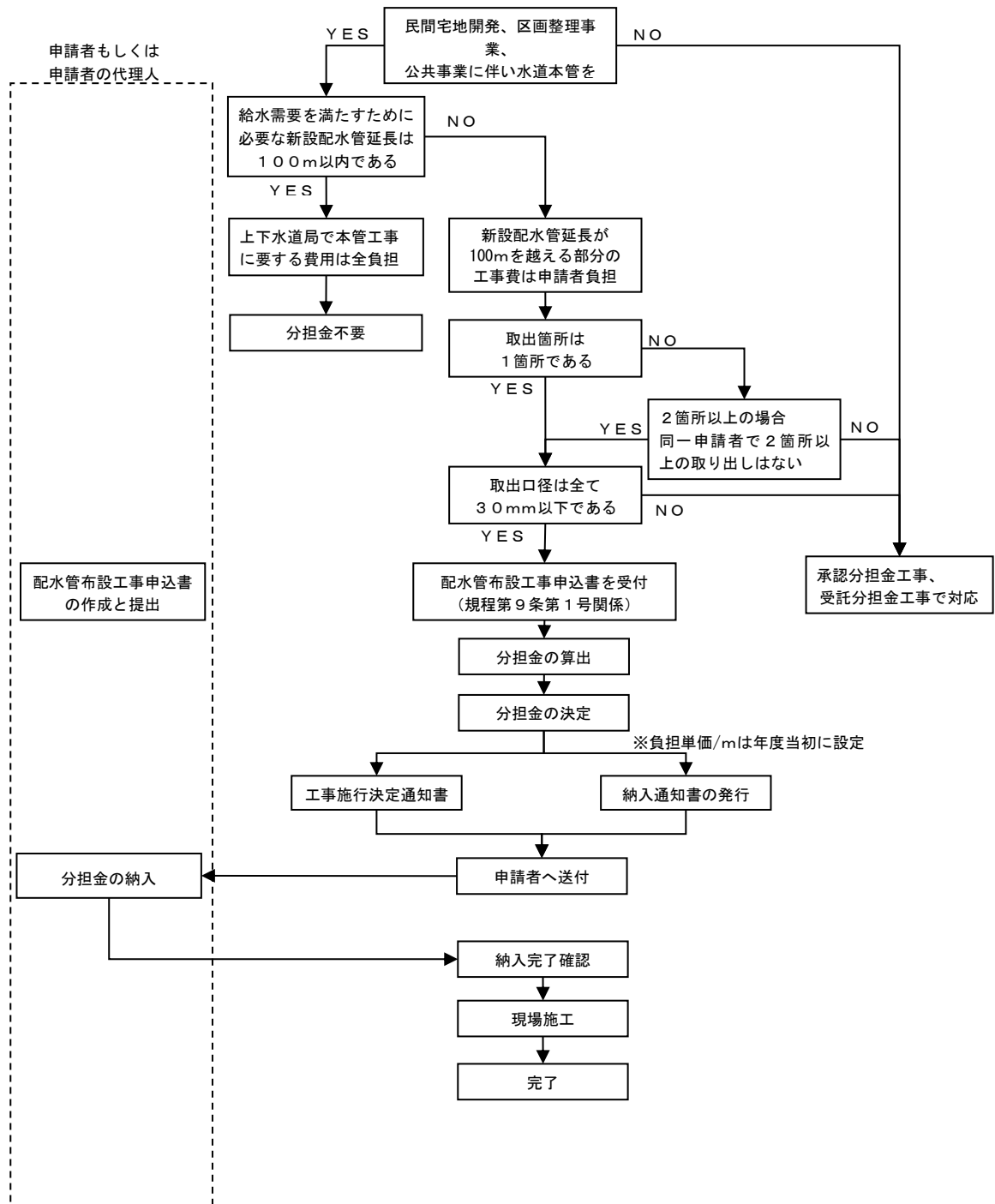
5) 配水管布設工事の種別

1 給水分担金工事の適用区分

① 適用区分

給水管の取り出し口径が30ミリメートルを超えない工事、又は同一申請者で2ヶ所以上取り出さない工事。

② 給水分担金工事のフロー図

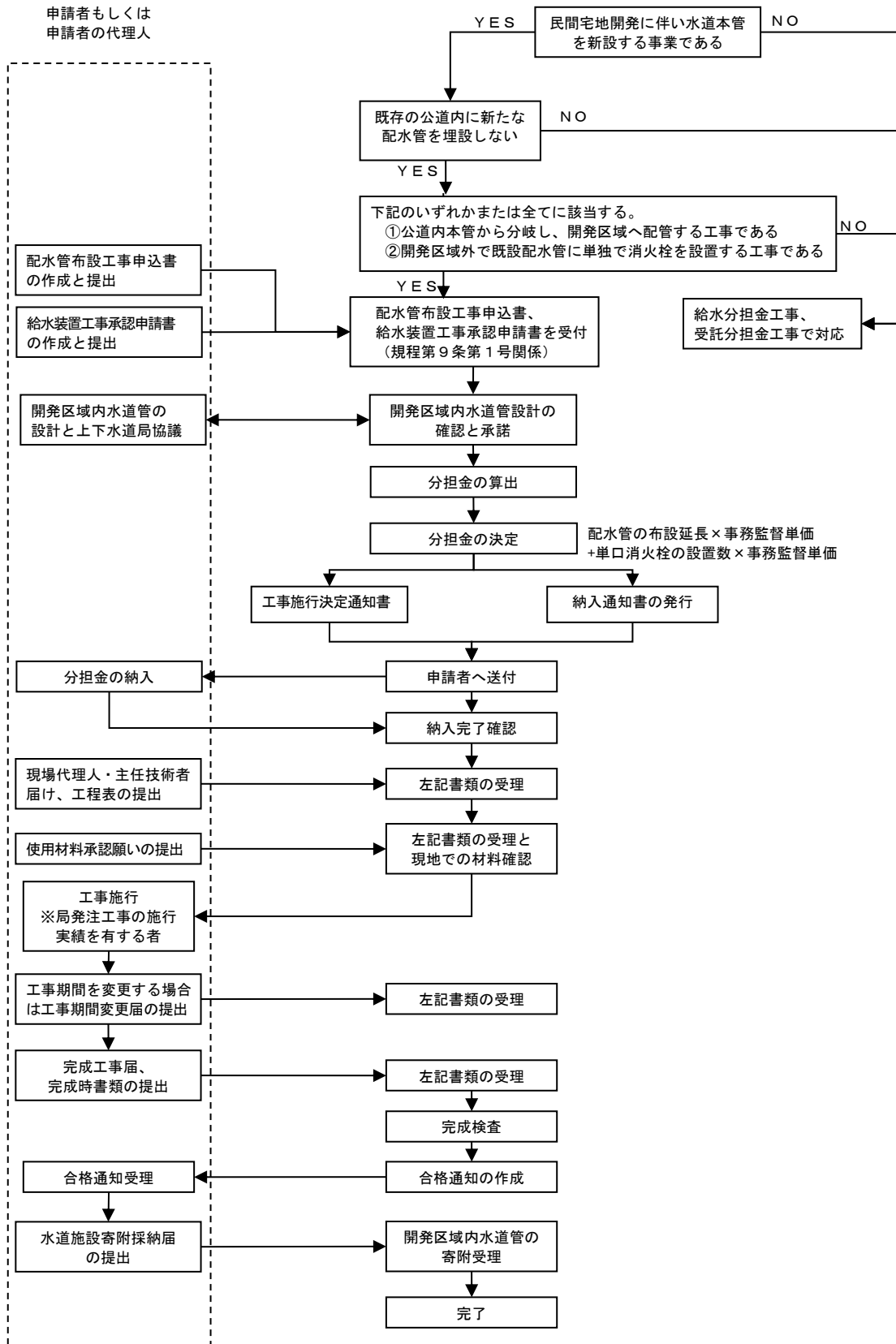


2 承認分担金工事

① 適用区分

公道内の本管から分岐し、公道を横断して事業区域内に配水管を布設する工事、又は事業区域外において既設配水管に単独で消火栓を設置する工事。

② 承認分担金工事のフロー図

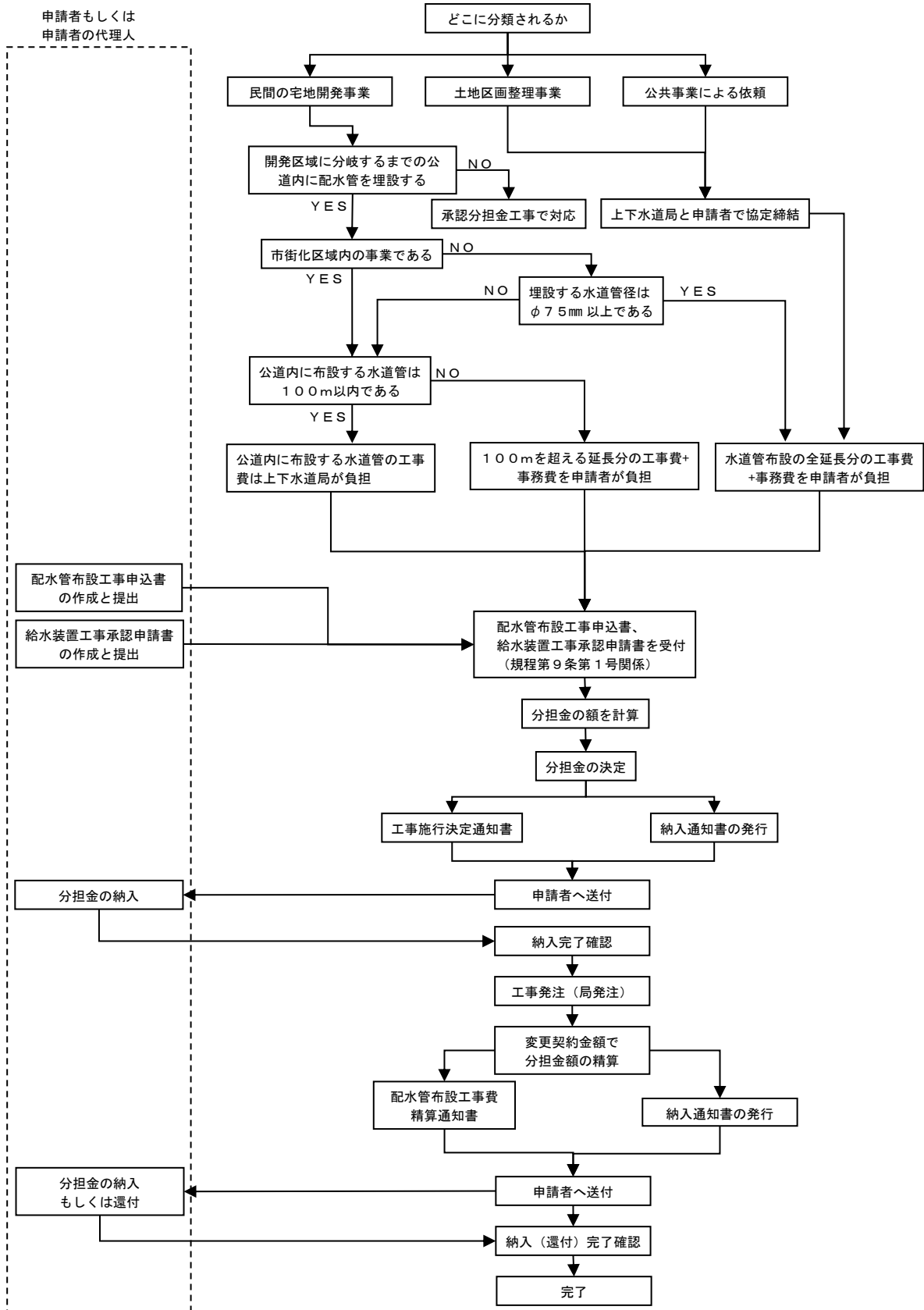


3 受託分担金工事

① 適用区分

宅地開発事業で、事業区域に分岐するまでの公道内に配水管を布設する工事（布設替えを含む。）、土地区画整理事業、公共事業等における配水管を布設する工事、又は給水分担金工事及び承認分担金工事に該当しない工事。

② 受託分担金工事のフロー図



3 その他の各種手続き

1) 給水装置工事施工承認延期申請書

施工承認の期間は、120日間であり、この期間に工事をしゅん工することができない場合は、給水装置工事施工承認延期申請書（施行規程様式第8号、以下「承認延期申請書」という。）に、必要事項を記入し、その理由を明らかにして、指定事業者は、住所氏名の記入、主任技術者は、氏名を記入し同期限の延長を申し出なければならない。

管理者は、指定事業者及び主任技術者から承認延期申請書が提出された場合は、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、60日間を一期限として施工承認期間の延長を承認する。

2) 給水装置工事事前施工願

給水工事承認申請が料金課で受付された申請のうち、取出工事が国県道からの申請や、給水申請分担金工事を伴う申請等については、施工承認までに期間があくため、やむを得ず屋内側の施工を承認する場合がある。この際、給水装置工事事前施工願（施行基準様式第13号）に理由を明記し、指定事業者は、住所氏名の記入、主任技術者は、氏名を記入し、その承認を得なければならない。

3) 給水装置工事承認申請の設計変更

申請者、指定事業者及び主任技術者は、既に承認を受けた給水装置工事承認申請に、当初の設計と異なる施行の必要が生じた場合は、速やかに給水装置工事承認申請の設計変更の手続きを取らなければならない。この際は、給水装置工事承認申請書及び関係書類等を全て作成し直すこととなるため、既に承認し、返却してある承認通知書と関係書類を添付して、申請者の署名のうえ再度料金課に申請する。

新規給水負担金・立会検査手数料の金額の変更を伴う設計変更の場合は、できる限り設計変更前の納入通知書では、納入しないように努めなければならないが、既に納入済の場合は、設計変更の承認後に還付を行うものとする。なお、還付を行う場合はあらかじめ還付申込書（施行基準様式第15号）に必要事項を記入のうえ上下水道局に提出するものとする。

なお、設計変更が行える範囲（申請の進行状況により、設計変更が行えない場合がある。）は、新設、改造、口径変更等の工事内容により異なるため、その都度料金課との協議によるものとする。

4) 給水装置工事承認申請の取消し

申請者、指定事業者及び主任技術者は、既に承認を受けた給水装置工事承認申請が、工事の中止又は設計変更のため当該工事を取消す場合は、速やかに給水装置工事承認申請の取消しの手続きを取らなければならない。

この際は、給水装置工事承認申請書に、既に承認し、返却してある承認通知書と関係書類を申請取り下げ願い書に添付して申請者の署名のうえ料金課に申請する。

取消し前の申請に、新規給水負担金・立会検査手数料の納入を伴う場合は、できる限りその

納入通知書は、納入しないように努めなければならないが、既に納入済の場合は、取消しの承認後に還付を行うものとする。なお、還付を行う場合はあらかじめ還付申込書（施行基準様式第15号）に必要事項を記入のうえ上下水道局に提出するものとする。

5) 給水装置修繕工事報告

指定事業者は、事業者規程第18条に基づき、屋内給水装置修繕工事報告書（事業者規程様式第8号、以下「修繕報告」という。）を、翌月の10日（その月の10日が休日となる場合は、その翌日又は翌々日等）に管理者に報告しなければならない。なお、この際修繕工事がなかった場合は、修繕報告を行わなくてよいものとする。

4 新規給水負担金の算出方法

給水申請に伴いメーターを設置する場合は、メーターの口径及びその個数等に従い条例で定める金額の新規給水負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。その算定に当たっては下記のとおりとする。

なお、負担金差額等の算定が行えるのは、当該申請者の名義が同一であり、且つ同時関連申請分に限るものとする。

負担金の算定はメーター口径で行う。

- ① 1個のメーターで複数戸の使用水量を計量する給水装置を設置する場合は、メーターの口径で負担金を徴収する。
- ② 既存給水装置に改造工事等を行う場合、既存メーター口径以下の申請であれば負担金は発生しない。メーター口径を増径する場合は、新メーター口径と旧メーター口径の負担金の差額を徴収する。
- ③ 申請によりメーター口径を減径し、後日増径する場合は、増径するメーター口径と減径したメーター口径の負担金の差額を徴収する。（「減径承諾書（施行基準様式第4号）」の内容参照。）
- ④ 既存に複数の給水装置を持ち、統合する申請を行う場合は、統合後のメーターの負担金が既存メーターの負担金の合計以内であれば負担金は発生しないが、統合後のメーターの負担金が既存メーターの負担金の合計を超えるときは、その負担金の差額を徴収する。
- ⑤ 既存の1個のメーターの負担金を複数のメーターに分散しての使用は認めない。

特例として、既存の3階建て以上の共同住宅等が、共同メーター方式（親メーター）から直読水道メーター設備契約へ変更するときは、直読水道メーター設備契約を締結することにより発生するメーターの新規給水負担金額の合計額から、すでに納入済の共同メーター（親メーター）の新規給水負担金相当額を減額することができる。ただし、直読水道メーター設備契約を締結することにより発生するメーターの新規給水負担金額よりも、すでに納入済の共同メーター（親メーター）の新規給水負担金相当額が上回っていても還付しない。
- ⑥ 隔測契約から直読契約に変更する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 隔測契約から直読契約に変更する場合のメーターは、一括更新とし、原則として口径変更は認めない。

- (2) 直読契約するにあたり、既存の親メーターの権利を放棄(施行基準様式第14号)することによって、既存の親メーターを増径することにより発生する新規給水負担金の差額は徴収しない。
- ⑦ 既存給水装置所有者が市内の他の場所へ給水装置を権利移転申請により新設する場合は、既存メーターと同口径以下の申請であれば負担金は発生しない。メーター口径を増径する場合は、新メーター口径と旧メーター口径の負担金の差額を徴収する。なお、この場合は、既存給水装置を公道、若しくは私有管分岐部で撤去することを条件とする。
- ⑧ 上下水道局において過去の履歴がまったく不明な給水装置については、その装置が使用可能であれば、原則として給水管の口径と同口径のメーターが設置されるものとみなし、負担金は徴収しない。メーター口径を増径する場合は、新メーター口径とその給水管口径の負担金の差額を徴収する。なお、この給水申請にあたっては、既設装置について水が出ることを確認のうえ、現状の写真を添付するものとする。

5 給水装置工事の検査

給水装置は、人の健康や安全に直結した水道水を供給するための給水管や給水用具であり、この工事で、給水装置の構造、材質基準に適合していない不良な給水装置工事が施工されれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける使用者のみならず、配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせる恐れもある。

また、工事完了後は給水装置の大部分は地中や壁中に隠れてしまうため、工事後になって工事品質の不良を発見することが難しく、漏水等が発生した場合も修繕を容易に施工できないという特性がある。

このため給水装置工事を施工するにあたっては、工事施工中から完成に至るまでの技術的な管理を十分行ない、工事完了後確認できない部分については、工事施工中の段階においても工事の進捗状況に応じて担当の主任技術者は現地を検査し、当該給水装置が構造、材質基準に適合しているものになっていることを確認しなければならない。

また、給水装置工事をしゅん工したときは「豊田市水道事業給水条例」第7条第2項及び「豊田市水道局指定給水装置工事事業者規程」第15条に基づき検査を受けなければならない。

5-1 主任技術者が行なう確認及び検査

主任技術者が行なう検査には、工事の施工中において品質、施工管理のために行なう検査と、施工が完成したとき施工状況の最終確認として行なう検査とがある。

1) 工事施工中の検査

- ① 主任技術者は、給水装置の構造、材質基準を熟知し、基準に適合していることが確認できる給水管や給水用具の中から、現場の状況に合った材料を選択するとともに、現場に搬入された材料が適合品であることの確認。
- ② 給水装置の構造、材質基準は給水装置全体のシステムとしてのものであるため、給水管の切断、接合など工種や使用材料に応じた適正な機械器具及び工法の選択並びに使用状況の確認。
- ③ 給水管、給水用具などの中には、適合品であっても現場の状況（耐圧、浸透、侵食）によっては使用に適さないものもあるため、それぞれの材料の仕様や性能、施行上の留意事項を熟知し、適正に使用されているかの確認。
- ④ 地中、壁中など完成後確認できない部分の施行状況の検査。
 - ア 適切な切断、接合が行なわれているか。
 - イ 壁中の立上りなど振れ止めが適切に施工されているか。
 - ウ 立上り管等に鋼管が使用されていれば、防食テープの施工状況及び切断面の防食対策。
 - エ クロスコネクションがなされていないか。
 - オ 管の種類、口径、施工延長、埋設深度の測定及びその記録。
 - カ 器具類の取付方法は適切であるか。
 - キ 管の防護措置（防寒、防護、防食等）が施工されているか。
- ⑤ 人の飲用に供給するものであるため、工事の従事者が原因で水道水が汚染されるようなことが絶対あってはならない。このため工事従事者の健康管理にも十分配慮し、常に健

康の状態を確認すること。

- ⑥ 完成後、壁の中、地中など外から確認できない部分は配管、接合状況等を撮影しておくこと。
- ⑦ 公道工事を行う場合は、上下水道局承認材料を使用し立会検査を受けなければならない。

2) 工事完成時の検査

① 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工箇所が確認できるよう明記されていること。 ・ 給水装置を設ける敷地の境界線が記入されていること。
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の位置、間取り、名称が記入されていること。また、集合住宅においては部屋番号が記入されていること。 ・ 道路幅員、舗装、砂利道の区別及び配水管の口径、管種が明記されていること。 ・ 平面図と立体図が整合していること。
立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計記号が基準記号と整合し、新設部分は赤色の実線、既設部分は青色の破線で表示されていること ・ 配水管口径、管種及びオフセットマーカの記号が明記されていること。 ・ 使用材料の管種、口径、施工寸法が記入されていること。 ・ 使用した給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ・ 給水管に防寒、防護工を施工した場合、図示されていること。 ・ 45° の傾斜で縮尺等に関係なく明瞭に図示されていること。 ・ ハウスメーカー等の建物で、ユニット化された給水装置を使用したときは、メーカー名、使用材料を明確に記入しておくこと。 ・ 公道工事を伴う場合は、施工平面及び断面図が記入されていること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受水槽を設置した場合は、略図に各部の寸法、流入管、越流管の口径及び有効容量等が記入されていること。 ・ 給水装置管理台帳は様式にそって、水道番号、設置場所等必要事項が記入されていること。 ・ 公道工事を行った場合は、一連の写真を提出すること。

② 現地検査

検査項目	検査の内容
水圧試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.98Mpaの水圧を2分間保持し、異常が認められないこと。
しゅん工図との照合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管経路、給水用具、止水栓、メーター器等の位置が現地与合致していること。 ・ 目視できるところは、給水管の口径、管種及び布設延長が整合していること。
メーターボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検針及び取替え作業に支障がないこと。 ・ 駐車スペースに設置した場合、車の下にならないところであること。 ・ 設置基準に適合する位置で水平に設置されていること。 ・ ボックスの上下にズレがないこと及び副弁付止水栓に片寄りがなく、ガイド付き袋ナットが使用されていること。 ・ メーターボックスの蓋の裏に水道番号を記載すること。また、アパート等は水道番号及び部屋番号等を記載しその部屋番号と給水先が一致していること。
乙止水栓ボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂止め板及び底板が設置されていること。 ・ 設置基準に適合する位置で、止水栓は全開となっていること。 ・ 傾きがなく、止水栓がボックスの中心に設置されていること。 ・ ボックス内に、所有者の名前を記入したパイプが挿入されていること。
認証品の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視できる給水用具等が基準に適合していること。
配管状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水用具等の設置状態が適切であること。 ・ 配管の経路、構造が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 土中配管後の埋戻し、復旧状態が適切に施工されていること。 ・ 通水洗管後、各給水用具の機能、作動に異常がないこと。 ・ 3階直圧の場合、各戸のメーターの下流側に逆止弁付きパッキンが装着してあること。
受水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吐水口と越流面等との寸法が基準に適合していること。 ・ 警報装置等が正常に作動すること。 ・ 保守点検スペースが十分確保できていること。 ・ マンホールの施錠及び越流管等の防虫網が設置されていること。

5-2 給水装置工事のしゅん工及び検査の申請

指定事業者は、給水装置工事完成後速やかに「給水装置工事しゅん工検査申請書」（事業者規程様式第4号）又は「給水装置工事中間検査申請書」（事業者規程様式第5号）に必要な書類を添付して申請を行ない、上下水道局の検査を受けなければならない。

5-3 上下水道局が行なう検査

上下水道局は、指定事業者からしゅん工検査申請書等が提出されときは、速やかに検査を実施しなければならない。

また、検査に合格したものについては、速やかにメーター器を取り付けることとする。

① 検査の種類

- ア しゅん工検査 …… 給水装置工事完了後、検査を実施するもの。
- イ 中間検査 …… 給水装置工事完了前に給水を受けたい場合、立水栓又は散水栓の一栓のみを設置することにより検査を実施するもの。
- ウ 再検査 …… しゅん工、中間検査の結果不都合な部分がある場合は不合格とし、14日以内に手直し工事を完了し再び検査を実施するもの。なお、合格となるまでの間給水の開始は保留するものとする。
- エ 立会検査 …… 公道工事を行う場合に、メーター器又は止水栓までの使用材料、施工方法、保安設備等の立会検査を実施するもの。

③ 検査の時期

検査は豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）に規定する市の休日を除いた翌々日に行うこととする。

また、メーター器の設置を伴う検査については、検査合格と同時にメーター器を取付ける。

検査の結果不都合な部分があるときは、不合格とする。不合格となったものについては手直し指示書を発行し、手直し工事完了後再検査を実施し合格するまでメーター器の取付は保留する。

③ 検査の内容

検査は、現地で施工部分の各部をしゅん工図と照合すると同時に、水道法等各種規程、基準に適合しているか確認するとともに、現場で確認できない部分については、提出された関係書類及び工事写真により確認することとする。

④ 検査の立会い

検査の立成いは必要に応じて実施する。実施する場合は、担当した主任技術者が立会うこととする。

6 給水装置の維持管理

給水装置は、配水管と直接接続されており重要な施設であるが、配水管から分岐する分岐点から給水装置末端の給水栓までは、工事申請者の負担で設置されることから給水装置の所有権は工事申請者にあり、維持管理も給水装置の所有者又は使用者にあると思われる。

しかし、給水装置の所有者又は使用者に給水装置全体の善良な管理をゆだねることは無理と思われる。

このため、給水装置の管理は上下水道局と所有者等が一体となつて行なうべき性格のものである。このようなことから、給水条例等により上下水道局と所有者等との管理区分を明確にし、維持管理に支障がでないよう運営されている。

1) 条例上の区分

① 給水装置の区分

ア 公道内給水装置 …… 配水管から第1乙止水栓までの給水装置（条例第8条第1項）をいい、工事完成後、ただちに市に移管し、管理者は責任を持ってこれを管理する。

（施行規程第6条）

イ 屋内給水装置 …… 市の水道メーターを除く第1乙止水栓から給水栓までの給水装置（条例第7条第1項）をいい、水道使用者等は、善良な管理注意義務を持って管理しなければならない。また、修繕を必要とする場合は指定事業者に依頼しなければならない。

（条例第19条第1・2項）

2) 修繕の義務

修繕の依頼を受けた、指定事業者は速やかに修繕工事を行わなければならない。（条例第19条第3項）。修繕工事を行う場合に第1止水栓の開閉が必要となる場合は、指定事業者が行うことができる。

3) 給水装置所有者等の管理義務への協力

給水装置は、年月の経過に伴う材質の劣化等により故障、漏水等の事故が発生することがある。漏水事故等を未然に防止したり最小限に抑えたりするためには維持管理を的確に行なうことが必要である。

そのためには、給水装置所有者等が善良な管理注意義務を持って管理しなければならないが、給水装置所有者等は給水装置についての知識は深くないため、上下水道局及び指定事業者等は、維持管理について給水装置所有者等に対して適切な情報提供を行なうことが重要である。

4) 漏水の点検

給水管からの漏水、給水用具等の故障の有無について随時又は定期的に点検を行なうことが早期発見につながる。

また、異常がある場合は、ただちに指定事業者に修繕工事を依頼すること。